

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 8 月 26 日 (金) 号外第 81 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（43）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安規則 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第 1 条の規定  
によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則（2）（警備第二課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県経営革新計画承認審査会の調査審議事項について定めた規定中引用する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の題名等を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 8 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第43号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県経営革新計画承認審査会	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号） <u>第 8 条第 1 項</u> の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項	鳥取県経営革新計画承認審査会	中小企業の新たな事業活動の <u>促進に関する法律</u> （平成11年法律第18号） <u>第 9 条第 1 項</u> の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項
略		略	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第 1 条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 鳥取県公安委員会規則第 2 号

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則第 1 条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第 4 号）第 1 条の規定によりなお効力を有するものとされる示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和24年米子市告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第 2 号（第 3 条関係）</p> <p>指令鳥公委第 号</p> <p>申請者住所</p> <p>団 体 名</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>示威行進等許可書</p> <p>年 月 日付け申請の は、下</p> <p>記の条件を付して許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県公安委員会 印</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3 か月以内に</u>、鳥取県公安委員会に対して <u>審査請求</u>をすることができます。 <u>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>6 か月以内に</u>、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌</p>	<p>様式第 2 号（第 3 条関係）</p> <p>指令鳥公委第 号</p> <p>申請者住所</p> <p>団 体 名</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>示威行進等許可書</p> <p>年 月 日付け申請の は、下</p> <p>記の条件を付して許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県公安委員会 印</p> <p>記</p> <p>1・2 略</p> <p>教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日以内に</u>、鳥取県公安委員会に対して <u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>6 月以内に</u>、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日以内に異議申立て</u>をした場合には、処分の取消しの訴えは、その <u>異議申立てに対する決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができ</p>

日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第3条関係）

指令鳥公委第 号  
申請者住所  
団 体 名  
職 名 氏 名  
示威行進等不許可通知書  
年 月 日付け申請の は、下記  
の理由により不許可とする。  
年 月 日  
鳥取県公安委員会 印  
記

1・2 略

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

ます。

様式第3号（第3条関係）

指令鳥公委第 号  
申請者住所  
団 体 名  
職 名 氏 名  
示威行進等不許可通知書  
年 月 日付け申請の は、下記  
の理由により不許可とする。  
年 月 日  
鳥取県公安委員会 印  
記

1・2 略

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

す。	
----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。